

令和 7・8 年度 入札参加資格審査申請提出要領

由利本荘市総務部契約検査課

令和 7・8 年度における由利本荘市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務、物品、役務の提供等の入札等に参加するためには、入札参加資格審査が必要となります。入札(見積)に参加を希望する方は、次により入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出してください。

1. 資格要件

競争入札等に参加する方の主な資格要件は、次のとおりです。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 (同令第 167 条の 11 において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (2) 由利本荘市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月 21 日条例第 53 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 本店及び契約権限を委任する場合は委任先営業所等で、引き続き 1 年以上同一の事業(業務)を営み、税金・社会保険料等を滞納していないこと。
- (4) 「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」に申請を希望する業者は、令和 7・8 年度の秋田県における入札参加資格審査に申請すること。また、秋田県電子入札システムにそれぞれの業務の利用者登録をしていること。

※由利本荘市では、工事、測量・建設コンサルタント業務の入札は秋田県電子入札システムで行います。

2. 業 種

- (1) 建設工事
- (2) 測量・建設コンサルタント等
- (3) 物品・リース等・役務の提供

3. 受付期間

市 内 業 者

令和 6 年 12 月 2 日(月)から令和 6 年 12 月 27 日(金) 必着

県内・県外業者

令和 6 年 12 月 2 日(月)から令和 7 年 1 月 15 日(水) 必着

※受付時間：午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時(土・日曜日・祝日を除く)

受付期間を過ぎて到着した場合は、受付することができません。

4. 提出書類

- (1) 添付書類：別表のとおり(別表は書類チェック後、申請書と一緒に綴ってください)
- (2) 綴 込 方：業種ごとに A4 縦フラットファイル(紙製で綴じ具が金属以外のもの)に綴じ、背表紙下部に会社名等を明記してください。
- (3) ファイルの色指定
ピンク：市内業者(市内本社、又は市外本社で契約権限を市内営業所に委任する場合)
イエロー：県内業者(県内本社、又は県外本社で契約権限を県内営業所に委任する場合)
ブルー：県外業者(県外本社、又は県外本社で契約権限を県外営業所に委任する場合)

5. 提出方法

郵送または持参

- ・持参される場合であっても、窓口での審査は行いません。
- ・不足書類や内容に不備があった場合は、後日連絡いたします。その間は受付保留扱いとなり、全ての書類を確認してからの受付となります。
- ・希望される方には、審査終了後に受付票を郵送しますので、返信用封筒【長 3 封筒】(宛名明記、110 円切手貼付)を同封してください。返信用封筒が同封されていない場合は、受付票はお渡しいたしません。

6. 有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※本市では、原則定期年の受付のみとし、中間年での申請受付はありませんのでご注意ください。

7. 申請書記載事項の変更

申請書提出後に、次の事項について変更があった場合は速やかに「入札参加資格審査申請書変更届」を提出してください。

- (1) 商号・名称・住所・電話番号・FAX番号・e-mailアドレス
- (2) 代表者職名、代表者氏名
- (3) 実印及び使用印鑑（委任者・受任者を含む）
- (4) その他申請内容に係る変更事項

8. 申請書配布・提出場所（問い合わせ先）

由利本荘市役所 総務部 契約検査課
〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地

TEL：0184-24-6222

FAX：0184-24-6347

e-mail：keiyakukensa@city.yurihonjo.lg.jp

※申請書はホームページからもダウンロードできます。

★注 意★ 由利本荘市内にある営業所等を市内業者として申請する場合

- ① 本社(店)の代表者から支店又は営業所等の代表者に対して、入札及び見積に関する権限、契約の締結及び履行に関する権限、入札保証金及び契約保証金の納付・受領に関する権限、**代金の請求及び受領に関する権限**並びに代理人を選任する権限を委任していること。
- ② 委任する営業所等は、業務に必要な自社社員を常勤で配置(派遣社員・契約社員等の配置は認められません)し、社名掲示、電話、机等什器備品を備えており、実質的に営業所等として機能していること。転送電話等の設置のみで人員の配置が認められない場合は、営業所等として登録することはできません。

本市では、営業所等の実態を把握するため、次の書類を提出していただきます。

(1) 営業所等の職員名簿

(2) 営業所等の写真（建物の全景・事務所の内部・事務所の看板）

なお、上記の提出書類で営業所等の実態を確認できない場合は、電気料金、水道料金、ガス料金等の使用状況が確認できるもの等、書類の追加提出を求める場合があります。

- ③ 本市では、平成25年1月1日以降に開設された市内の営業所等については、市内営業所等に権限を委任する場合であっても、市内業者としての申請はできませんのでご注意ください。（県内・県外業者となります）

※ 市内事業所等の実態調査について

本市では、市内に営業所等を有する業者のうち、一定条件を満たす者を「市内業者」として取り扱っておりますが、「市内業者」としての要件を満たしているか実態の把握が困難な業者を中心に実態調査を行います。

実態調査は、契約検査課の職員がランダムに事業所を訪問又は関係書類の持参によるヒアリングを行いますので、ご協力をお願いいたします。

本調査に対する妨害や、調査の結果「市内業者」としての要件を満たしていないことが判明した場合は、「市内業者」としての認定を取り消します。

※入札参加資格審査申請書類の虚偽記載が認められた場合は、入札参加資格そのものの認定を取り消すこととなりますので、充分にご注意ください。